

審議会等会議録

審議会等の名称	第11回 山口市すこやか長寿対策審議会 第8回 山口市地域密着型サービス運営協議会 第10回 山口市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和6年5月23日（木曜日） 14:00～15:45
開催場所	KKRあさくら 扇翠の間
公開・部分公開の区分	公開
出席者	草平武志委員、伊勢嶋英子委員、郭泰植様（鮎川浩志委員代理）、市川洋一郎委員、田邊亮委員、安元重実様（戸井正樹委員代理）、口羽理恵委員、落合教子委員、高山直美委員、原野大助委員、橘康彦委員、江藤寛二委員、松井康博委員、佐々木奉文委員、山根良夫委員、富田知栄子委員、刈屋みゆき委員、佐分利隆委員、阿部和雄様（山本清作委員代理）、早川美也子委員、野田良輔委員、大窪正行委員（22名）（敬称略、順不同）
欠席者	岡幸夫委員、大田修三委員、上野綾乃委員
事務局	健康福祉部長、健康福祉次長、高齢福祉課長、健康増進課長兼保健センター所長、指導監査課長、介護保険課長、高齢福祉課包括支援担当副参事兼基幹型地域包括支援センター所長、指導監査課主幹、高齢福祉課主幹3名、同副主幹2名、健康増進課主幹、政策管理室室長補佐、介護保険課主幹2名、同主事（18名）
議題	「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 報告1 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定 報告2 「令和6年度山口市当初予算資料（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画）関係」 「山口市地域密着型サービス運営協議会」関係 議題1 令和5年度指導監査実施状況及び令和6年度指導監査実施方針 「山口市地域包括支援センター運営協議会」関係 議題2 令和6年度地域包括支援センター事業計画及び予算 議題3 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定 報告3 令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者

内容	※要点筆記 次第に基づき以下のとおり進められた。 1. 開会 (1) 新任委員紹介 (2) 部長あいさつ —会長により議事進行— 【事務局】 会議の情報公開の取り扱いについて原則公開、希望者には傍聴を認めることとし、議事録については要旨のみの記載とし、発言者の実名を伏せた上で公開することを提案 →了承 —以下、会長、委員、事務局の発言要旨— 2. 議事 「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 報告1 「介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定」 【会長】 報告1 「介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定」について、事務局の説明を求める。 【事務局】 資料1 を用いて説明。 【会長】 報告1 「介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定」について、委員に質問や意見を求める。 —質疑無し— 報告2 「令和6年度山口市当初予算資料（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画）」 【会長】 報告2 「令和6年度山口市当初予算資料（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画）」について、事務局の説明を求める。
----	---

【事務局】

資料2を用いて説明

【会長】

報告2「令和6年度山口市当初予算資料（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画）」について、委員に意見や質問を求める。

—質疑無し—

「山口市地域密着型サービス運営協議会」関係

議題1 「令和5年度指導監査実施状況及び令和6年度指導監査実施方針」

【会長】

議題1「令和5年度指導監査実施状況及び令和6年度指導監査実施方針」について事務局の説明を求める。

【事務局】

資料3を用いて説明

【会長】

議題1「令和5年度指導監査実施状況及び令和6年度指導監査実施方針」について委員に質問や意見を求める。

【A委員】

資料3の3ページ、介護サービス事業所に対する指導対象事例について、「運営基準に関すること」で、重要事項説明書への記載漏れ、記載内容の誤り等が4事業所あったとのことだが、その誤りはどのような事業所であるのか、その誤りはどの程度の不備であったのか。また、火災、水害、土砂災害等を想定した避難訓練を実施していなかった3事業所について、それらの事業所は、要介護度が高い方が多く避難訓練を実施することが困難であったのかどうか教えていただきたい。また、指導後に訓練を実施したという報告があったかどうかについて説明を求める。

【事務局】

重要事項説明書については、特定の事業所だけではないが、利用料の数値の間違いや加算の内容等の間違いがあった。例えば、虐待の項目のうち一つだけ記入が漏れていたなど、そういったものであり減算等に至るまでのものはなかった。

【A委員】

わかった。非常に重大な欠落があったということではないということによいか。

【事務局】

そのとおりだ。

【A委員】

その際に利用者と利用者のご家族への説明・確認はしているのか。

【事務局】

運営指導に行った際に、契約書や重要事項説明書に本人及び家族の署名、押印欄で原本を確認している。

【A委員】

次に避難訓練について、実施していなかった事業所はどのような事業所か。それらの事業所の種別は異なっているのか、特定の事業所に偏っているのか。

【事務局】

事業所の種別はすぐにお答えすることはできないのでまたお答えするが、避難訓練について、運営指導当日に確認して実施していなかった事業所に対して、改善報告書によって実施記録の提出を求め、実施済みであることを確認している。

【B委員】

令和4年度も令和5年度も、監査に至るケースは0件であり、不正や著しい不当が疑われるような場合に監査を実施するわけだからそれがなかったということは、悪質なものがなかったということで良かったなあと受け止めている。ただ、人員配置基準は3事業所、介護報酬の請求は8事業所が指導対象事例として挙げられている。特に人員配置基準については、このことだけを見ると指定基準違反であり、悪質であると判断されれば、改善勧告や改善命令といった処分につながる事が考えられる。これについて、どのような理由で人員配置基準を満たしていない事態になったのか、不正や著しい不当が疑われるケースではないと判断された根拠について教えていただきたい。

【事務局】

人員配置について、介護職員を利用者何人に対して一人配置する必要があるというような基準があるが、勤務表の実績を精査したところ、研修への参加や午後から休むといった場合に利用者数に対して配置しなければならない介護職員が足りない状況になっている時間帯がわずかに見られたという悪質なものでなくて、満たそうと思えば満たされるような運営をされていた。資料や勤務表の実績を見たところ、看護職員など明らかに配置しなければならない職員を配置したように装うといった事例は見られず、重大な違反ではないと判断した。

【B委員】

中には、人員配置について偽って報告するというような悪質な事例もないとは限られ

ず、厳しい目でみることが必要だと思っている。このことから、原因として基準の細かい部分を理解していないためのミスであると考え、制度を知ってもらうことが必要である。また、6年度の方針に関連して、運営指導を原則3年に1回から原則5年に1回に変更したことについて、改善指導の直近2、3年の実績を見て要注意だと感じた場合は2年に1回、3年に1回にするなどメリハリを利かして設定するのも大事だと感じるが、一律に5年に1回ということであるのか。

【事務局】

監査については原則5年に1回にしているが、著しい不正や違反等を行った事業所はおらず、申し上げられたような、指導するほどではないが、この運営は気を付けた方がよいというような事業所があれば利用者の利用利便性を向上を図るため指導を行えるように要綱等を整備しているため、適正に対応していきたい。

【B委員】

了承した。その辺りもふまえて過去数年間の改善指導の件数が多い事業所など、色々な方法できめ細かく事業所を指導していただきたい。

【C委員】

コロナの影響で大変な時期が3、4年あったが、監査をされるにあたり、各事業所の経営状況は改善されたのか。また、面会の規制の緩和の状況についても教えていただきたい。

【事務局】

運営推進会議に出席した事業所しかわからないが、面会に関しては、事前に予約が必要であるものの、面会はできるといったように幾分緩和されてきた気はしている。

また、指導監査の運営指導に当たって、経営状況を見てご指摘をするということではなく、コロナ禍からどうかといったことは一概には言及することはできない。しかし、介護給付費全体を見ると一時期落ち込んでいたものが、また伸びつつある。個々の経営状況については、申し上げづらい。

議題2「令和6年度地域包括支援センター事業計画及び予算」

【会長】

議題2「令和6年度地域包括支援センター事業計画及び予算」について事務局の説明を求める。

【事務局】

資料4-1を用いて説明。

【会長】

議題2「令和6年度地域包括支援センター事業計画及び予算」について委員に質問や意見を求める。

【D委員】

資料4-1について、各地域の特性に応じて、深掘りの事業展開を進めている一方で、横展開で見ると、当初予算の説明では、重層的支援体制整備事業の相談窓口を新たに拡充したということだが、8センター中4か所しか記載がなく、これは全センターで実施しているのか。

【事務局】

委員さんの指摘のとおり、すべてのところに記載はないが、最初の事業実施方針の方の総合相談支援業務の中に重層的相談支援業務も入ると認識しており、対象を高齢者に絞らず、多様な層に対して相談に応じていくということで整理をしている。

【A委員】

百歳体操などの対象となる方に対してどれほど知れ渡っているのかという疑問を抱いている。地域の自治会連合会や地域づくり協議会と連携して周知を行う必要があると考えている。

【事務局】

現在、60歳以上で地域包括支援センターをご存じの方がだいたい60%を超えてきた状況で、少しずつ上がってきてはいるもののまだまだ周知が必要と考えている。困ったときに地域包括支援センターに相談いただけるよう活動していくつもりである。

【E委員】

地域の高齢者同士で助け合いを行うといった活動をしているが、町内の理解が得られない。町内会の会員数も減ってきているが老人クラブだけではなく、横断的な連携が必要と考える。何か対応が必要ではないだろうか。

【事務局】

市内8か所ぐらいで話し相手やゴミ出し支援など助け合いづくりの活動をされている。まずは、老人クラブから始められているが、自治会や地域づくり協議会にも意識を広げていけたらと考えているので、市としても、市報を使う等PRを行いたいと考えているが、地域生活部や担当課と共に現状把握やどこまでどういったことができるか、調査していきたい。

【会長】

お困りのこともあると思うが、市役所と包括支援センターが地域の方に向いているため、このようなことをまた出していいただければ伝わるような状況になっている。少しずつ地域包括ケアシステムのなかで、できているところである。

議題3「居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定」

【会長】

議題3「居宅介護支援事業所が行う介護予防支援の指定」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料5を用いて説明。

【会長】

議題3「居宅介護支援事業所が行う介護予防支援の指定」について委員に質問や意見を求める。

【D委員】

なぜ居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて実施することが可能になったのか、するようにしたか聞きたい。

【事務局】

改正が行われる理由として、地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状や、業務負担軽減等の観点から国が介護保険法等関係法令を改正したためである。

【会長】

要支援者のケアマネジメントを一般の居宅介護事業でケアマージャーが行っても良いという仕組みに変える、そういう仕組みを用意していくということである。

報告3「令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者」

【会長】

報告3「令和6年度指定介護予防支援業務及び予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料6を用いて説明。

【会長】

報告3「令和6年度指定介護予防支援業務及び予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所」について、委員に質問や意見を求める。

	－質疑なし－ －議事終了－ 3.その他 【事務局】 次回審議会について説明 －会議終了－
資料	(資料1) 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定 (資料2) 令和6年度山口市当初予算資料（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画） (資料3) 令和5年度指導監査実施状況及び令和6年度指導監査実施方針 (資料4-1) 令和6年度地域包括支援センター事業計画 (資料4-2) 令和6年度地域包括支援センター収支予算 (資料5) 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定 (資料6) 令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅介護支援事業者
問い合わせ先	健康福祉部 介護保険課 管理担当 TEL 083-934-2805